証券コード 9083
平成28年６月８日

株 主 各 位

姫路市西駅前町１番地
神姫バス株式会社
取締役社長 長 尾 真

第133回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
さて、当社第133回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年６月28日（火曜日）午後５時までに到着するようご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

１．日 時 平成28年６月29日（水曜日）午前10時
２．場 所 姫路市下寺町43番地 姫路商工会議所会館 ２階大ホール
３．目的事項
報告事項
１．第133期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
２．第133期（平成27年４月１日から平成28年３月31日まで）計算書類報告の件
決議事項
第１号議案 剰余金処分の件
第２号議案 取締役10名選任の件
第３号議案 監査役２名選任の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（ http://www.shinkibus.co.jp/ ）に掲載させていただきます。

当社は、法令および当社定款第15条の規定に基づき、提供すべき書面のうち次に掲げる事項を上記の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

①事業報告の「５．会社の体制および方針」
②連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
③連結計算書類の連結注記表
④計算書類の株主資本等変動計算書
⑤計算書類の個別注記表

従いまして、本招集ご通知提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査役および会計監査人が監査した対象の一部であります。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府が取り組む経済政策の効果や円安・原油安を背景に企業収益が改善し、個人所得や雇用環境の改善、設備投資の活発化など、景気は緩やかな回復基調となりました。しかしながら、中国経済を始めとする新興国の景気減速や資源価格の下落が続くなど、依然として先行き不透明な状況で推移いたしました。

このような情勢のなかで当社グループは、地域からの期待や要望に応えるために、基盤となるバス事業を中心に引き続き安全の確保およびお客様視点によるサービスの向上に努めるとともに、積極的な事業展開・投資を行い、更なる収益力の向上を図ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は前年同期比2,595百万円（6.3％）増の43,873百万円、営業利益は前年同期比930百万円（42.9％）増の3,096百万円、経常利益は前年同期比949百万円（40.8％）増の3,276百万円となりました。また、親会社株主に帰属する当期純利益は前年同期と比べ558百万円（35.5％）増の2,133百万円となりました。

自動車運送事業

乗合バス部門におきましては、一般路線バスでは公営バスからの受託系統数の増加や姫路城リニューアルオープン効果等により増収となったほか、バスの運行状況をリアルタイムに表示する「バスロケーションシステム」を導入し、お客様の利便性向上を図りました。また、宍粟市公共交通再編に伴う新たな交通体系を確立させるなど、自治体が抱える交通課題の解決にも取り組みました。高速乗合バスでは明石市・神戸市西区～三宮線や宍粟市山崎町～三宮線の利用が好調に推移し増収となりました。タクシー部門におきましては、乗務員不足による稼働率の低下により減収となりました。索道部門におきましては、姫路城リニューアルオープンによって観光客が増加したため増収となりました。

以上の結果、売上高は前年同期比328百万円（1.7％）増の19,619百万円、営業利益は燃料費の減少等も加わり、前年同期比326百万円（52.2％）増の951百万円となりました。

車両物販・整備業

車両物販部門におきましては、貨物輸送車両のメンテナンス部品等の販売が好調に推移したことに加え、株式会社大陽商会（自動車部品卸業）を平成27年６月に子会社化したことにより増収となりました。自動車整備部門におきましては、車検や修理の受注およびバス搭載機器の取付等が増加したことにより増収となりました。

以上の結果、売上高は前年同期比1,025百万円（15.5％）増の7,654百万円、営業利益は前年同期比53百万円（16.3％）増の383百万円となりました。

業務受託事業

車両管理部門におきましては、社会福祉法人等の新規顧客の獲得に加え、既存顧客からの受注量の増加等により増収となりました。経営受託部門におきましては、指定管理施設を新たに受託したことや既存施設のリニューアル効果等により増収となりました。介護部門におきましては、サービス付高齢者向け住宅「青山の郷」が高稼働を維持しましたが、介護報酬の引き下げやデイサービスの利用者減少により減収となりました。

以上の結果、売上高は前年同期比53百万円(1.8%)増の2,998百万円、営業利益は前年同期比55百万円(25.5%)増の270百万円となりました。

不動産業

賃貸部門におきましては、姫路駅前オフィスビル「姫路ターミナルスクエア」のテナント誘致が好調に推移し高稼働を確保したことに加え、新たに収益物件を取得したことにより増収となりました。また、姫路駅前に商業施設「キュエル姫路」を建設するなど、安定収益の確保に向けた積極投資も行いました。販売部門におきましては、注文住宅の販売戸数が増加したことに加え、リフォームの受注も増加いたしました。建設部門におきましては、姫路市内で太陽光発電設備設置に伴う造成工事等の売上を計上したことにより増収となりました。

以上の結果、売上高は前年同期比770百万円(23.8%)増の4,011百万円、営業利益は前年同期比198百万円(18.5%)増の1,273百万円となりました。

レジャーサービス業

飲食部門におきましては、サービスエリア事業は、シルバーウィーク期間中の利用者が増加したこと等により増収となりました。カフェ事業は、姫路城リニューアルオープン効果等により「カフェ&バー・プロント」が好調に推移したほか、平成27年4月に「カフェサンタマリア クラシック」を姫路ターミナルスクエア内に開業したことにより増収となりました。食品製造販売部門におきましては、平成26年11月に株式会社冨士屋かまぼこを子会社化したことにより増収となりました。レンタル(ツタヤFC)部門におきましては、近隣競合店の売場縮小に加え、販売促進強化や利便性向上に努めたことにより増収となりました。

以上の結果、売上高は前年同期比366百万円(5.8%)増の6,678百万円となりましたが、営業損益は事業再構築中の株式会社冨士屋かまぼこの損失計上により85百万円の営業損失(前年同期は28百万円の営業利益)となりました。

旅行貸切業

旅行部門におきましては、募集型企画旅行は大型観光バス「Yuttarina36」を利用した「名旅館ツアー」等が好調に推移しましたが、暖冬の影響で「スキーツアー」の集客数が減少したことに加え、軽井沢スキーバス事故の影響で「富士急ハイランドツアー」や「東京ディズニーリゾートツアー」など夜行バスツアーのキャンセルが相次ぎ、減収となりました。手配旅行はインバウンド需要の拡大に加え、高野山開創1200年大法会等の特需により増収となりました。貸切バス部門におきましては、国土交通省による「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」に基づく新運賃・料金制度への移行により一稼働あたりの収入が増加したことに加え、稼働数につきましても前年を上回る実績を確保いたしました。

以上の結果、売上高は前年同期比368百万円(10.2%)増の3,989百万円、営業利益は前年同期比347百万円(488.5%)増の419百万円となりました。

その他事業

コンビニエンス（ファミリーマートFC）部門におきましては、不採算店舗を閉鎖したことにより減収となりました。清掃・警備部門は、自治体の清掃・警備業務および車両清掃業務の受注量増加等により増収となりました。広告部門におきましては、JR姫路駅コンコースでのデジタルサイネージ広告の受注や、営業体制見直しによる販売強化等により増収となりました。農業部門におきましては、集荷場の運営を強化いたしました。

以上の結果、売上高は前年同期比246百万円（△11.8%）減の1,852百万円となりましたが、営業損益はコンビニエンス部門の収支改善等により前年同期に比べ77百万円改善しましたものの、120百万円の営業損失（前年同期は198百万円の営業損失）となりました。

（注）1. セグメント毎の売上高、営業利益はセグメント間の内部売上高または振替高控除前の金額であります。

2. 前連結会計年度まで「特別利益」区分に表示しておりました「運行補助金」を、当連結会計年度より「売上高」に含めて表示することといたしました。上記（1）において比較対象とした前連結会計年度の売上高、営業利益、経常利益は当該表示方法の変更を反映した組替後の数値であります。

⑵ 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は4,583百万円で、その主なものは次のとおりであります。

自動車運送事業

・車両（乗合バス他52両、ドライブレコーダー74基、バスロケーションシステム車載器）

不動産業

・賃貸用不動産（加古川商業施設、キュエル姫路）

⑶ 資金調達の状況

当社グループではＣＭＳ（キャッシュ・マネジメント・システム）を導入し、当社および当社グループ会社16社の資金調達および運用を一元管理することにより、グループ内資金の効率化を図っております。

なお、当連結会計年度の借入金残高は1,579百万円で、前期末に比べ161百万円増加いたしました。

⑷ 重要な組織再編等の状況

当社子会社の神姫産業株式会社は、平成27年６月１日を効力発生日として株式会社大陽商会の全株式を取得し、完全子会社としました。

⑸ 財産および損益の状況の推移

区　　分	第130期 (平成25年３月期)	第131期 (平成26年３月期)	第132期 (平成27年３月期)	第133期 (当連結会計年度) (平成28年３月期)
売上高 (百万円)	41,742	43,744	41,278	43,873
経常利益 (百万円)	2,435	2,652	2,326	3,276
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	1,452	1,534	1,574	2,133
１株当たり当期純利益 (円)	48.18	50.91	52.26	70.81
総資産 (百万円)	47,819	51,031	52,402	54,418
純資産 (百万円)	32,934	34,832	36,551	38,553
１株当たり純資産額 (円)	1,091.67	1,154.87	1,212.24	1,278.90

(注) １．１株当たり当期純利益は期中平均発行済株式の総数、１株当たり純資産額は期末発行済株式の総数に基づき算出しております。なお、期中平均発行済株式の総数および期末発行済株式の総数は、いずれも自己株式数を控除して算出しております。

２．第130期の純資産は、連結子会社の過年度における不適切な会計処理に伴う影響額を反映し、期首において利益剰余金を238百万円減少させております。

３．前連結会計年度まで「特別利益」区分に表示しておりました「運行補助金」を、当連結会計年度より「売上高」に含めて表示することといたしました。
上記において第130期から第132期の売上高、経常利益は当該表示方法の変更を反映した組替後の数値であります。

⑹ 対処すべき課題

今後につきましては、政府による経済政策の効果を背景に景気は堅調に推移することが期待されますが、海外経済の動向には不安要素も多く、先行きは不透明な状況となっております。

このような経営環境の中、当社グループは企業ビジョン「感動を創造する企業グループ」のもと、本年3月に策定しました平成28年度を初年度とする第8次中期経営計画の達成を目指し、事業ポートフォリオの最適化による持続的成長に向け、「既存エリア、成熟事業の体質強化による利益率向上」「成長エリア、成長事業への積極投資」の２つを基本方針とした事業展開を行ってまいります。

各セグメントにおける対処すべき課題および事業の基本方針は以下のとおりであります。

＜自動車運送事業＞

当社グループにおける基盤事業として、安全確保を最優先とする取組みを継続するとともに、利益率を向上させるためビッグデータを活用した路線・ダイヤの効率的編成や自治体が抱える交通課題解決に向けた提案などを行ってまいります。また、成長領域と位置付ける高速バスや神戸エリアでは、事業の拡充に向けて積極的に投資してまいります。利便性向上施策としては、バスロケーションシステムの導入拡大やアプリケーション開発による各種サービスを提供してまいります。また、多言語案内の拡大やWi-Fi環境整備など、増加する訪日外国人に向けたサービス拡充にも取り組んでまいります。

＜不動産業＞

安定利益の確保に向け、姫路ターミナルスクエアをはじめとする賃貸物件の高稼働率維持や姫路駅前開発計画の推進、また不動産仲介・売買の取扱件数や管理物件数の増加に取り組んでまいります。さらに、戸建住宅における訴求力向上施策や増加するリフォーム、リノベーション需要への対応、公共工事への入札にも注力してまいります。

＜旅行貸切業＞

増加する訪日外国人をターゲットとするツアー商品の販売を強化するとともに、タイ・バンコクに設置したオフィスを拠点に、ASEAN諸国からの旅行客獲得に注力してまいります。また、市場規模の大きい神戸に車庫を新設し、神戸市中心部からの輸送力増強を図ってまいります。さらに、高付加価値ツアーブランドの再構築と専用新型車両の投入、多様なシニア向け旅行商品の造成、バスガイドやアテンダントによるツアーの差別化など、当社グループならではのサービスを提供してまいります。

＜その他のセグメント＞

車両物販・整備業におきましては、安全確保の前提となる車両整備技術の向上に継続して注力するとともに、同業他社のM&Aにも取り組んでまいります。業務受託事業・車両管理部門におきましては、安全性とサービスを向上させることでブランディングとエリア拡大を図ってまいります。レジャーサービス業・飲食部門におきましては、サービスエリア事業の安定運営と、新規出店や既存店舗のリブランディングを行ってまいります。

＜その他の経営課題＞

基本方針に基づく事業展開の土台として、コンプライアンス・内部統制面では継続的PDCAサイクルの推進、人事面では乗務員をはじめとする人材の確保・育成・活用、財務面では財務の安定性堅持と投資に関する意思決定の厳格化、組織面では生産性の高いグループ組織体制の追求、広報・IR面では効果的な広報活動の実施などに取り組んでまいります。また、グループ各社が利用する不動産の有効活用・効率管理（グループCRE戦略）によって不動産分野の経営効率化と収益性向上も図ってまいります。

なお、不採算事業につきましても、事業を軌道に乗せるための計画を確実に実行し、改善できなければ方向転換や撤退も含めた判断を行ってまいります。

⑺ 重要な子会社の状況（平成28年３月31日現在）

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
神姫フードサービス株式会社	50	100	飲食業および売店業
神姫産業株式会社	30	99.4	自動車部品販売および倉庫業
神姫商工株式会社	50	100	自動車修理、保険代理店業および物品販売業
株式会社ホープ	50	100	自動車の運転・保守管理、介護および経営受託
神姫バスツアーズ株式会社	50	100	旅行業
神姫観光バス株式会社	50	100	貸切旅客自動車運送事業
株式会社エルテオ	30	100	不動産業および建設業

（注）神姫バスツアーズ株式会社および神姫観光バス株式会社の出資比率については、当社完全子会社である神姫観光ホールディングス株式会社を通した間接所有割合であります。

⑻ 主要な事業内容（平成28年３月31日現在）

事業の種類別セグメント	主要な事業内容
輸送サービス事業	
自動車運送事業	一般乗合・乗用・特定旅客運送、郵便物の運送、一般乗合受託、索道
自動車関連サービス事業	
車両物販・整備業	自動車部品・タイヤの販売、自動車の修理、保険代理
生活サービス事業	
業務受託事業	自動車の運転・保守管理、介護、経営受託
不動産業	土地造成、建物の建築、土地・建物の売買、賃貸、仲介および管理
レジャーサービス業	飲食、食品製造販売、レンタル（ツタヤFC）
旅行貸切業	旅行、一般貸切旅客運送
その他事業	化粧品等の物品販売、広告代理、清掃・警備、農業

⑼ 主要な事業所（平成28年３月31日現在）

①当社

本社	姫路市西駅前町
輸送サービス事業（自動車運送事業）	姫路営業所（姫路市）、明石営業所（神戸市）、三田営業所（三田市）

②子会社

自動車関連サービス事業	神姫商工株式会社（姫路市）、神姫産業株式会社（神戸市）
生活サービス事業	神姫フードサービス株式会社（姫路市）、株式会社ホープ（姫路市）、株式会社エルテオ（姫路市）、神姫バスツアーズ株式会社（姫路市）、神姫観光バス株式会社（姫路市）

⑽ 従業員の状況（平成28年３月31日現在）

①企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
3,203名	44名増

（注）従業員数は就業員数であり、パートタイマー等の臨時従業員は含んでおりません。

②当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年令	平均勤続年数
1,483名	5名増	45歳５月	８年11月

（注）従業員数は就業員数であり、パートタイマー等の臨時従業員は含んでおりません。

⑾ 主要な借入先の状況（平成28年３月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	522百万円
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社	190百万円
三井住友信託銀行株式会社	120百万円

2．会社の株式に関する事項（平成28年３月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数**　110,000,000株

⑵ **発行済株式の総数**　30,860,000株

⑶ **株主数**　2,476名（前事業年度末比4名増）

⑷ **大株主（上位10名）**

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
阪神電気鉄道株式会社	2,954	9.8
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（三井住友信託銀行再信託分・山陽電気鉄道株式会社退職給付信託口）	2,200	7.3
神姫バス従業員持株会	621	2.1
株式会社三井住友銀行	563	1.9
三菱ふそうトラック・バス株式会社	475	1.6
播州信用金庫	300	1.0
姫路信用金庫	300	1.0
グローリー株式会社	300	1.0
横浜ゴム株式会社	300	1.0
日本生命保険相互会社	283	0.9

（注）１．持株比率は自己株式（731,366株）を控除して算出しております。
２．日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社の持株数2,200千株は、山陽電気鉄道株式会社が同行に委託した退職給付信託の信託財産であり、その議決権行使の指図権は山陽電気鉄道株式会社が留保しております。また、山陽電気鉄道株式会社は上記以外に177千株保有しております。

3．会社役員に関する事項

⑴ 取締役および監査役の状況（平成28年３月31日現在）

地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	上杉雅彦	山陽電気鉄道株式会社　取締役 公益社団法人日本バス協会　会長 株式会社山陽百貨店　取締役
代表取締役社長	長尾真	公益社団法人兵庫県バス協会　会長
専務取締役	丸山明則	総括、バス事業部・不動産事業部担当 公益社団法人兵庫県バス協会　乗合委員会委員長 神姫環境サービス株式会社　代表取締役社長
常務取締役	坪田一夫	企画部・総務部・事業戦略部担当 しんきエンジェルハート株式会社　代表取締役社長
取締役	瀧川博司	兵庫トヨタ自動車株式会社　代表取締役会長 株式会社さくらケーシーエス　取締役
取締役	藤原崇起	阪神電気鉄道株式会社　代表取締役社長 阪急阪神ホールディングス株式会社　取締役
取締役	上門一裕	山陽電気鉄道株式会社　代表取締役社長 阪神電気鉄道株式会社　取締役 株式会社山陽百貨店　取締役
取締役	中野浩二	バス事業部長
取締役	伊藤克也	総務部長
常勤監査役	森澤徹	
監査役	三枝輝行	株式会社サエグサ流通研究所　代表取締役社長 積水ハウス株式会社　取締役
監査役	澤田恒	澤田・中上法律事務所主宰　弁護士 大和工業株式会社　監査役
監査役	石田昭二	神戸ビル管理株式会社　代表取締役社長 神戸土地建物株式会社　代表取締役社長

（注）１．取締役のうち藤原崇起氏および上門一裕氏は、社外取締役であります。
２．監査役のうち三枝輝行氏、澤田　恒氏および石田昭二氏は、社外監査役であります。
３．監査役澤田　恒氏は、当社の顧問弁護士であります。
４．監査役石田昭二氏は、長年銀行に勤務し、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
５．取締役のうち藤原崇起氏および上門一裕氏ならびに監査役のうち三枝輝行氏、澤田　恒氏および石田昭二氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員であります。

⑵ 責任限定契約の内容の概要

当社と非業務執行取締役である瀧川博司氏、藤原崇起氏および上門一裕氏の３氏ならびに監査役である森澤　徹氏、三枝輝行氏、澤田　恒氏および石田昭二氏の４氏は、当社定款第27条および第35条の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、非業務執行取締役および監査役ともに500万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。

⑶ 当事業年度中の取締役および監査役の異動

当事業年度中に退任した監査役

氏　　名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
平　岡　邦　一	平成27年６月26日	任期満了	社外監査役

⑷ 取締役および監査役の報酬等の総額

区　　分	支　給　人　員	報酬等の総額
取締役 （うち社外取締役）	9名 (2)	176百万円 (11)
監査役 （うち社外監査役）	5 (4)	38 (17)
計 (うち社外役員)	14 (6)	215 (29)

（注）１．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

２．取締役の報酬限度額は、平成23年６月29日開催の第128回定時株主総会において年額240百万円以内（うち社外取締役分20百万円以内）と決議いただいております。

３．監査役の報酬限度額は、平成23年６月29日開催の第128回定時株主総会において年額55百万円以内と決議いただいております。

４．報酬等の総額には、以下のものも含まれております。

(当事業年度に係る役員賞与支払予定額)

業務執行取締役　　6名　　34百万円

５．当事業年度において、社外役員が当社子会社から受けた役員としての報酬等の総額は、１名０百万円であります。

⑸ 社外役員に関する事項

①他の法人等の業務執行取締役等の兼職状況等（平成28年３月31日現在）

区　分	氏　名	兼職の状況	関　係
社外取締役	藤原崇起	阪神電気鉄道株式会社　代表取締役社長 阪急阪神ホールディングス株式会社　取締役	競業関係 －
	上門一裕	山陽電気鉄道株式会社　代表取締役社長	競業関係
社外監査役	三枝輝行	株式会社サエグサ流通研究所　代表取締役社長	－
	澤田恒	該当事項はありません。	
	石田昭二	神戸ビル管理株式会社　代表取締役社長 神戸土地建物株式会社　代表取締役社長	－ －

②他の法人等の社外役員の兼職状況等（平成28年３月31日現在）

区　分	氏　名	兼職の状況	関　係
社外取締役	藤原崇起	該当事項はありません。	
	上門一裕	阪神電気鉄道株式会社　社外取締役 株式会社山陽百貨店　社外取締役	競業関係 建物賃貸借関係
社外監査役	三枝輝行	積水ハウス株式会社　社外取締役	－
	澤田恒	大和工業株式会社　社外監査役	－
	石田昭二	該当事項はありません。	

③当事業年度における主な活動状況

区　　分	氏　　名	主　な　活　動　状　況
社外取締役	藤原崇起	当事業年度開催の取締役会６回すべてに出席し、必要に応じ、経験豊かな経営者の観点から発言を行っております。
	上門一裕	当事業年度開催の取締役会６回すべてに出席し、必要に応じ、経験豊かな経営者の観点から発言を行っております。
社外監査役	三枝輝行	当事業年度開催の取締役会６回すべてに出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言を適宜行っております。また、監査役会９回すべてに出席し、監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項の協議等を行っております。
	澤田　恒	当事業年度開催の取締役会６回のうち５回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から必要な助言を適宜行っております。また、監査役会９回のうち８回に出席し、監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項の協議等を行っております。
	石田昭二	平成27年６月26日就任以降、当事業年度開催の取締役会５回すべてに出席し、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言を適宜行っております。また、平成27年６月26日就任以降、監査役会５回すべてに出席し、監査結果についての意見交換や監査に関する重要事項の協議等を行っております。

4．会計監査人に関する事項

⑴ **会計監査人の名称**　　新日本有限責任監査法人

⑵ **会計監査人の報酬等の額**

区　　分	報　酬　等　の　額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	30百万円
当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	30百万円

（注）1．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑶ **会計監査人の解任または不再任の決定の方針**

当社監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。

また、当社監査役会は、会計監査人の適格性、専門性、当社からの独立性その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

⑷ **会計監査人が過去２年間に受けた業務停止処分**

金融庁が平成27年12月22日付で発表した懲戒処分等の内容の概要

１．処分対象　　新日本有限責任監査法人
２．処分内容　　・契約の新規の締結に関する業務の停止　３月
（平成28年１月１日から同年３月31日まで）
・業務改善命令（業務管理体制の改善）
３．処分理由　　・他社の財務書類の監査において相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を虚偽のないものとして証明した。
・当監査法人の運営が著しく不当と認められた。

（注）本事業報告では、表示単位未満を切り捨てております。また、比率は表示単位未満を四捨五入しております。

連結貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**11,808**	**流動負債**	**9,531**
現金および預金	5,299	支払手形および買掛金	1,186
受取手形および売掛金	4,305	短期借入金	70
有価証券	61	1年内返済予定の長期借入金	573
商品および製品	487	リース債務	599
仕掛品	89	未払金	2,830
分譲土地建物	601	未払法人税等	797
原材料および貯蔵品	105	未払消費税等	611
繰延税金資産	426	繰延税金負債	0
その他	445	賞与引当金	917
貸倒引当金	△13	役員賞与引当金	69
固定資産	**42,609**	過年度雑収計上旅行券引当金	17
有形固定資産	**34,094**	その他	1,856
建物および構築物	10,076	**固定負債**	**6,333**
機械装置および工具器具備品	777	長期借入金	935
車両	2,717	リース債務	935
土地	18,442	繰延税金負債	1,262
リース資産	1,395	退職給付に係る負債	773
建設仮勘定	685	役員退職慰労引当金	123
無形固定資産	**333**	その他	2,302
その他	333	**負債合計**	**15,864**
投資その他の資産	**8,181**	**純資産の部**	
投資有価証券	4,870	**株主資本**	**36,437**
繰延税金資産	306	**資本金**	**3,140**
退職給付に係る資産	1,282	**資本剰余金**	**2,235**
その他	1,768	**利益剰余金**	**31,497**
貸倒引当金	△46	**自己株式**	**△435**
		その他の包括利益累計額	**2,093**
		その他有価証券評価差額金	**1,831**
		退職給付に係る調整累計額	**262**
		非支配株主持分	**22**
資産合計	**54,418**	**純資産合計**	**38,553**
		負債および純資産合計	**54,418**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金額	
売上高		**43,873**
売上原価		**30,374**
売上総利益		**13,499**
販売費および一般管理費		**10,403**
営業利益		**3,096**
営業外収益		
受取利息および配当金	81	
仕入割引	22	
持分法による投資利益	16	
固定資産売却益	34	
その他	104	**259**
営業外費用		
支払利息	10	
固定資産除却損	50	
その他	18	**79**
経常利益		**3,276**
特別利益		
車両等購入補助金	115	
負ののれん発生益	157	
その他	30	**303**
特別損失		
固定資産圧縮損	93	
減損損失	157	
その他	24	**275**
税金等調整前当期純利益		**3,304**
法人税、住民税および事業税	1,203	
法人税等調整額	△34	**1,168**
当期純利益		**2,135**
非支配株主に帰属する当期純利益		**1**
親会社株主に帰属する当期純利益		**2,133**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

（平成28年３月31日現在）

（単位：百万円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**5,509**	**流動負債**	**10,818**
現金および預金	2,285	短期借入金	70
売掛金	1,852	1年内返済予定の長期借入金	440
商品	223	リース債務	314
原材料および貯蔵品	65	未払金	1,543
前払費用	55	未払法人税等	303
短期貸付金	717	前受金	1,103
繰延税金資産	225	預り金	5,972
その他	85	賞与引当金	489
貸倒引当金	△0	その他	579
固定資産	**34,647**	**固定負債**	**4,516**
有形固定資産	**28,767**	長期借入金	279
建物	8,547	財団抵当借入金	377
構築物	468	リース債務	364
機械装置および工具器具備品	470	繰延税金負債	1,061
車両	2,276	退職給付引当金	165
土地	15,867	受入保証金	1,987
リース資産	646	その他	280
建設仮勘定	489	**負債合計**	**15,334**
無形固定資産	**245**	**純資産の部**	
その他	245	**株主資本**	**23,088**
投資その他の資産	**5,634**	**資本金**	**3,140**
投資有価証券	3,416	**資本剰余金**	**2,235**
関係会社株式	480	資本準備金	2,235
長期貸付金	802	**利益剰余金**	**18,148**
長期前払費用	803	利益準備金	307
その他	929	その他利益剰余金	17,841
貸倒引当金	△797	特別償却準備金	85
		固定資産圧縮積立金	891
		別途積立金	9,895
		繰越利益剰余金	6,968
		自己株式	**△435**
		評価・換算差額等	**1,732**
		その他有価証券評価差額金	**1,732**
資産合計	**40,156**	**純資産合計**	**24,821**
		負債および純資産合計	**40,156**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

（平成27年４月１日から
平成28年３月31日まで）

（単位：百万円）

科目	金	額
売上高		**20,079**
売上原価		**15,889**
売上総利益		**4,190**
販売費および一般管理費		**2,409**
営業利益		**1,780**
営業外収益		
受取利息および配当金	123	
その他	51	**174**
営業外費用		
支払利息	22	
固定資産除却損	26	
関係会社貸倒引当金繰入額	264	
その他	5	**318**
経常利益		**1,637**
特別利益		
車両等購入補助金	90	**90**
特別損失		
固定資産圧縮損	89	
減損損失	66	
関係会社株式評価損	18	**174**
税引前当期純利益		**1,553**
法人税、住民税および事業税	560	
法人税等調整額	14	**574**
当期純利益		**978**

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

平成28年５月11日

神姫バス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 石 田 博 信 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 上 田 美 穂 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、神姫バス株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、神姫バス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独　立　監　査　人　の　監　査　報　告　書

平成28年５月11日

神姫バス株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 石 田 博 信 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士 上 田 美 穂 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、神姫バス株式会社の平成27年４月１日から平成28年３月31日までの第133期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第133期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

（1）監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（2）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門である監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第５号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第３号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年５月12日

神 姫 バ ス 株 式 会 社　　監 査 役 会

常勤監査役　　森澤　徹 ㊞

監　査　役　　三枝輝行 ㊞

監　査　役　　澤田　恒 ㊞

監　査　役　　石田昭二 ㊞

（注）監査役 三枝輝行、監査役 澤田　恒及び監査役 石田昭二は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以　上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第１号議案　剰余金処分の件

当事業年度の剰余金処分につきましては、当社は経営環境の変化や将来の事業展開等に対応しうる経営基盤の強化のための内部留保や収益見通し等を総合的に勘案し、株主の皆様への長期的安定配当を行うことを基本方針としており、次のとおり（中間配当金とあわせて年間５円）とさせていただきたいと存じます。

１．期末配当に関する事項

（１）　配当財産の種類
　　金銭

（２）　配当財産の割当てに関する事項およびその総額
　　当社普通株式１株につき　金２円50銭　　総額　75,321,585円

（３）　剰余金の配当が効力を生じる日
　　平成28年６月30日

２．その他剰余金の処分に関する事項

（１）　増加する剰余金の項目およびその額
　　別途積立金　　500,000,000円

（２）　減少する剰余金の項目およびその額
　　繰越利益剰余金　500,000,000円

第２号議案　取締役10名選任の件

取締役全員（９名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、経営陣の強化を図るため、新たに１名を増員し、取締役10名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	上杉（うえすぎ）　雅彦（まさひこ） (昭和19年１月26日生) 再任	昭和41年３月　当社入社 平成３年６月　当社取締役 平成４年６月　当社常務取締役 平成９年６月　当社専務取締役 平成11年６月　当社代表取締役・専務取締役 平成12年６月　当社代表取締役社長 平成25年６月　当社代表取締役会長（現任） （重要な兼職の状況） 山陽電気鉄道株式会社　取締役 公益社団法人日本バス協会　会長 株式会社山陽百貨店　取締役	64,427株
	(取締役候補者とした理由) 上杉雅彦氏は、当社および当社グループ会社の取締役として長年にわたり経営に携わると共に、平成12年６月からは当社の代表取締役社長、平成25年６月からは代表取締役会長として、当社グループの経営を統括するほか、バス事業における豊富な経験と幅広い知見を有していることから、公益社団法人日本バス協会の会長等の要職を務めております。 以上のことから、経営戦略・事業計画の推進、当社グループの経営全般の統括など、その経験と知見による取締役会の機能強化を期待して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
2	長尾（ながお）　真（まこと） (昭和34年７月23日生) 再任	昭和57年４月　当社入社 平成17年６月　当社取締役 平成21年６月　当社常務取締役 平成24年６月　当社専務取締役 平成25年６月　当社代表取締役社長（現任） （重要な兼職の状況） 公益社団法人兵庫県バス協会　会長	36,000株
	(取締役候補者とした理由) 長尾　真氏は、当社および当社グループ会社の取締役として長年にわたり経営に携わると共に、平成25年６月からは当社の代表取締役社長として、当社グループの経営を統括するほか、公益社団法人兵庫県バス協会の会長等の要職を務めております。 以上のことから、経営戦略・事業計画の推進、当社グループの経営全般の統括など、その経験と知見による取締役会の機能強化を期待して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略　　歴
（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）</th><th>所有する
当社株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">3</td><td>まるやま　　あきのり
丸　山　明　則
（昭和33年５月16日生）
再任</td><td>昭和56年３月　当社入社
平成18年６月　当社取締役
平成21年６月　当社常務取締役
平成25年６月　当社専務取締役（現任）
（担当）総括、バス事業部・不動産事業部
（重要な兼職の状況）
公益社団法人兵庫県バス協会　乗合委員会委員長
神姫環境サービス株式会社　代表取締役社長</td><td>25,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とした理由）
丸山明則氏は、当社および当社グループ会社の取締役として長年にわたり経営に携わると共に、平成25年６月からは当社の専務取締役として事業全般を統括するほか、公益社団法人兵庫県バス協会の乗合委員会委員長等の要職を務めております。
以上のことから、過去から積み上げた豊富な経験と幅広い知見による取締役会の機能強化を期待して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">4</td><td>つぼた　　かずお
坪　田　一　夫
（昭和34年12月９日生）
再任</td><td>昭和57年４月　当社入社
平成15年６月　当社総務部長
平成19年６月　当社取締役
平成23年６月　当社常務取締役（現任）
（担当）企画部・総務部・事業戦略部
（重要な兼職の状況）
しんきエンジェルハート株式会社　代表取締役社長
株式会社山陽百貨店　取締役</td><td>23,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とした理由）
坪田一夫氏は、当社および当社グループ会社の取締役として長年にわたり経営に携わると共に、平成23年６月からは当社の常務取締役として総務・人事分野の業務および子会社管理業務に携わっております。
以上のことから、過去から積み上げた豊富な経験と幅広い知見による取締役会の機能強化を期待して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
5	たきかわ　ひろし 瀧　川　博　司 （昭和８年４月27日生） 再任	昭和36年７月　兵庫トヨタ自動車株式会社入社 昭和52年６月　同社代表取締役社長 平成11年６月　当社監査役 平成18年６月　当社取締役（現任） 平成19年６月　兵庫トヨタ自動車株式会社代表取締役会長（現任） （重要な兼職の状況） 兵庫トヨタ自動車株式会社　代表取締役会長 株式会社さくらケーシーエス　取締役	0株
	（取締役候補者とした理由） 瀧川博司氏は、兵庫トヨタ自動車株式会社の代表取締役会長を務めており、企業経営に関する豊富な知識と幅広い知見を有しております。 また、平成11年６月からは当社の監査役、平成18年６月からは取締役として経営を担っており、その経験と知見による取締役会の監督機能強化を期待して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。		
6	ふじわら　たかおき 藤　原　崇　起 （昭和27年２月23日生） 再任　社外　独立	昭和50年４月　阪神電気鉄道株式会社入社 平成17年６月　同社取締役 平成19年６月　同社常務取締役 平成23年４月　同社代表取締役社長（現任） 平成24年６月　当社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 阪神電気鉄道株式会社　代表取締役社長 阪急阪神ホールディングス株式会社　取締役	0株
	（社外取締役候補者とした理由） 藤原崇起氏は、阪神電気鉄道株式会社の代表取締役社長を務めており、企業経営に関する豊富な知識・経験と、同じ交通事業に携わる者として培った見識を有しております。 また、平成24年６月からは当社の社外取締役として経営を担っており、独立した立場から取締役の職務の執行状況を監督していただくなど、その経験と知見による取締役会の監督機能強化を期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。		

<table>
<tr><th>候補者
番　号</th><th>氏　　名
（生年月日）</th><th>略　　歴
（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）</th><th>所有する
当社株式の数</th></tr>
<tr><td rowspan="2">7</td><td>うえかど　　かずひろ
上　門　一　裕
（昭和33年３月22日生）
再任　社外　独立</td><td>昭和55年４月　山陽電気鉄道株式会社入社
平成17年６月　同社取締役
平成20年６月　同社常務取締役
平成21年６月　同社代表取締役社長（現任）
平成25年６月　当社取締役（現任）
（重要な兼職の状況）
山陽電気鉄道株式会社　代表取締役社長
阪神電気鉄道株式会社　取締役
株式会社山陽百貨店　取締役</td><td>0株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（社外取締役候補者とした理由）
上門一裕氏は、山陽電気鉄道株式会社の代表取締役社長を務めており、企業経営に関する豊富な知識・経験と、同じ交通事業に携わる者として培った見識を有しております。
また、平成25年６月からは当社の社外取締役として経営を担っており、独立した立場から取締役の職務の執行状況を監督していただくなど、その経験と知見による取締役会の監督機能強化を期待して、引き続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">8</td><td>なかの　　こうじ
中　野　浩　二
（昭和37年５月７日生）
再任</td><td>昭和61年４月　当社入社
平成21年６月　当社バス事業部長（現任）
平成23年６月　当社取締役（現任）</td><td>17,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とした理由）
中野浩二氏は、主にバス事業に携わり、平成21年６月から当社の主たる事業であるバス事業を統括管理するなど、バス事業において豊富な知識と幅広い知見を有しております。
また、平成23年６月からは当社の取締役として経営を担っており、その経験と知見による取締役会の機能強化を期待して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">9</td><td>いとう　　かつや
伊　藤　克　也
（昭和36年12月４日生）
再任</td><td>昭和59年４月　当社入社
平成24年６月　当社総務部長（現任）
平成26年６月　当社取締役（現任）</td><td>11,000株</td></tr>
<tr><td colspan="3">（取締役候補者とした理由）
伊藤克也氏は、主に総務・人事分野の業務に携わり、平成24年６月から当社の非営業部門の要である総務部長を務めるなど、総務・人事分野において豊富な知識と幅広い知見を有しております。
また、平成26年６月からは当社の取締役として経営を担っており、その経験と知見による取締役会の機能強化を期待して、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。</td></tr>
</table>

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴（地位および担当ならびに重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
10	よこやま ただあき 横山 忠昭 （昭和46年10月18日生） 新任	平成６年４月　当社入社 平成26年４月　当社企画部長（現任）	1,000株
	（取締役候補者とした理由） 横山忠昭氏は、主に企画・経理分野の業務に携わり、平成26年４月から当社の子会社管理の責任者である企画部長を務めるなど、企画・経理・子会社管理分野において豊富な知識と幅広い知見を有しております。 その経験と知見による取締役会の機能強化を期待して、新たに取締役として選任をお願いするものであります。		

（注）１．各候補者と当社との特別の利害関係
⑴藤原崇起氏が代表取締役である阪神電気鉄道株式会社は、不動産業において当社と競業関係にあります。
⑵上門一裕氏が代表取締役である山陽電気鉄道株式会社は、不動産業において当社と競業関係にあります。
２．藤原崇起氏および上門一裕氏は、社外取締役候補者であります。
３．藤原崇起氏および上門一裕氏の当社社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって藤原崇起氏が４年、上門一裕氏が３年であります。
両氏は現在当社の社外取締役であり、当社は両氏との間で当社定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。両氏の再任が承認された場合は、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
４．当社は、社外取締役候補者である藤原崇起氏および上門一裕氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。
５．当社は、瀧川博司氏との間で当社定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。同氏の再任が承認された場合は、当社は同氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

第３号議案　監査役２名選任の件

監査役三枝輝行氏および澤田　恒氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役２名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴（地位および重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	さえぐさ　てるゆき 三　枝　輝　行 （昭和15年11月16日生） 再任　社外　独立	昭和38年４月　株式会社阪神百貨店入社 平成７年６月　同社代表取締役社長 平成13年６月　当社監査役（現任） 平成17年６月　株式会社阪神百貨店代表取締役会長 平成19年６月　株式会社サエグサ流通研究所代表取締役社長（現任） 平成21年４月　積水ハウス株式会社監査役 平成24年４月　積水ハウス株式会社取締役（現任） （重要な兼職の状況） 株式会社サエグサ流通研究所　代表取締役社長 積水ハウス株式会社　取締役	131,000株
	（社外監査役候補者とした理由） 三枝輝行氏は、株式会社サエグサ流通研究所の代表取締役社長や積水ハウス株式会社の取締役を務めるなど、企業経営者として豊富な知識・経験を有しております。 また、平成13年６月からは当社の監査役として、独立した立場から取締役の職務の執行状況を監査していただくなど、その経験と知見による当社経営の適法性・効率性の確保を期待して、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴（地位および重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
2	澤田（さわだ）　恒（ひさし） （昭和22年５月26日生） 再任　社外　独立	昭和51年３月　最高裁判所司法研修所修了 昭和51年４月　大阪弁護士会登録 昭和53年３月　神戸弁護士会（現　兵庫県弁護士会）登録換、澤田法律事務所主宰 平成６年６月　大和工業株式会社監査役（現任） 平成17年４月　澤田・中上法律事務所主宰（現任） 平成18年６月　当社監査役（現任） （重要な兼職の状況） 大和工業株式会社　監査役 澤田・中上法律事務所主宰　弁護士	2,274株
	（社外監査役候補者とした理由） 澤田　恒氏は、直接企業経営に関与したことはありませんが、大和工業株式会社の監査役を務めるほか、弁護士の職務に携わり、その経歴を通じて専門家としての経験、見識を培っております。 また、平成18年６月からは当社の監査役として、独立した立場から取締役の職務の執行状況を監査していただくなど、その経験と知見による当社経営の適法性・効率性の確保を期待して、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。		

（注）１．各候補者と当社との特別の利害関係
澤田　恒氏は、当社の顧問弁護士であります。
２．三枝輝行氏および澤田　恒氏は、社外監査役候補者であります。
３．三枝輝行氏および澤田　恒氏の当社社外監査役在任期間は、本総会終結の時をもって三枝輝行氏が15年、澤田　恒氏が10年であります。
両氏は現在当社の社外監査役であり、当社は両氏との間で当社定款の規定に基づき、会社法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、500万円または法令が定める額のいずれか高い額としております。両氏の再任が承認された場合は、当社は両氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。
４．当社は、社外監査役候補者である三枝輝行氏および澤田　恒氏を株式会社東京証券取引所の定める独立役員として同取引所に届け出ております。両氏の再任が承認された場合は、当社は引き続き両氏を独立役員とする予定であります。

以　上

株主総会会場ご案内図

会　場　　姫路市下寺町43番地
姫路商工会議所会館　２階大ホール
ＴＥＬ(079)222－6001(代表)

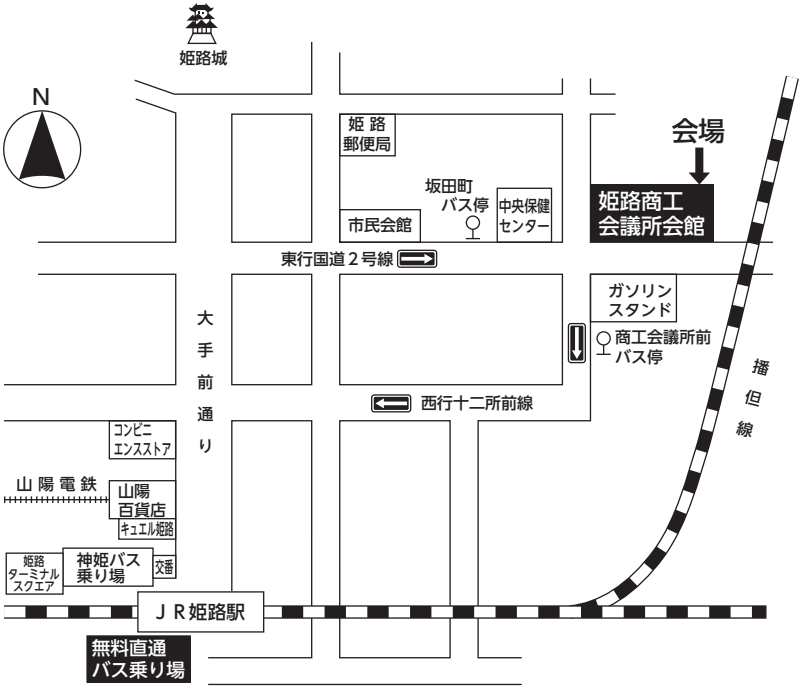

無料直通バスは、姫路駅（南）バスターミナルから発車します

総会会場行きの無料直通バスを**姫路駅（南）バスターミナルの観光バス乗り場から**、**９時10分と９時20分に**運行しますのでご利用ください。

【一般路線バスをご利用の場合】

神姫バス姫路駅北バスターミナルから鹿島神社、夕陽ケ丘行き（15番のりば）にご乗車のうえ、坂田町バス停にて下車、東へ約150m、または日出町行き（16番のりば）にご乗車のうえ、商工会議所前バス停にて下車、北へ約100mです。

UD FONT